

## 第4部 復旧・復興計画

第4部は、原子力災害後の復旧・復興対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、防災対策上必要と認められるときは、ここに示した対策に準じて対応するものとする。

### 第1章 原子力艦に係る災害に対する措置等

#### 第1節 各種制限措置の解除

本市関係対策部は、国の指導・助言を踏まえ、県と連携を図り、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限、農畜水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置を解除する。

#### 第2節 災害地域住民に係る記録の作成等

##### 1 災害地域住民の登録

本市財政対策部は、国とともに、原子力艦の原子力災害に係る避難及び屋内退避の措置をとった住民等が災害時に当該地域に所在したこと、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

##### 2 災害対策措置状況の記録

本市関係対策部は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

#### 第3節 原子力艦の原子力災害に係る損害賠償

国は、原子力艦の原子力災害により、被害者から損害賠償の請求を受けた場合は、日米地位協定等に基づき適切に処理を行う。

## 第2章 被害等の影響の軽減

### 第1節 風評被害等の影響の軽減

本市関係部局は、国及び県と連携し、必要に応じ、科学的根拠に基づき、農林畜水産物等の適切な流通等が確保されるよう、風評被害等を未然に防止又は軽減するための広報活動を行う。

- ① 放射性物質に汚染された、又は汚染された可能性のある農畜水産物、及びその区域の土壌、水質等の汚染調査を行い、汚染が無いことが確認された場合は、一刻も早く安全宣言を行う。
- ② 汚染調査の結果、汚染が認められない農畜水産物、食料品、工業製品、工芸品、その他の物品等について、申請により安全証明書を発行する。
- ③ 早期に風評対策窓口を設け、相談を受付け速やかに風評被害の対策を行う。

### 第2節 心身の健康相談体制の整備

本市健康対策部は、国及び県その他関係者と連携し、原子力災害が発生した現場周辺地域の住民等からの心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

### 第3節 被災中小企業等に対する支援

本市経済対策部は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。